

令和元年(2019年)12月3日
都市計画部公有地利活用推進課

未耐震建物の貸出しの取扱いについて

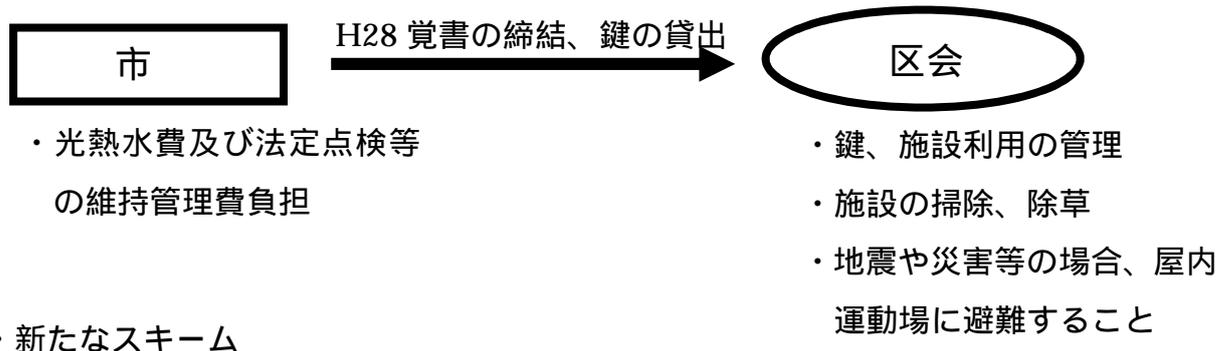
1 未耐震建物の貸出しの取扱いについて

学校跡地利活用の優先順位は、1. 公的利用、2. 地域利用、3. 民間利用とし
未耐震建物の貸出し条件を次の通りとする。

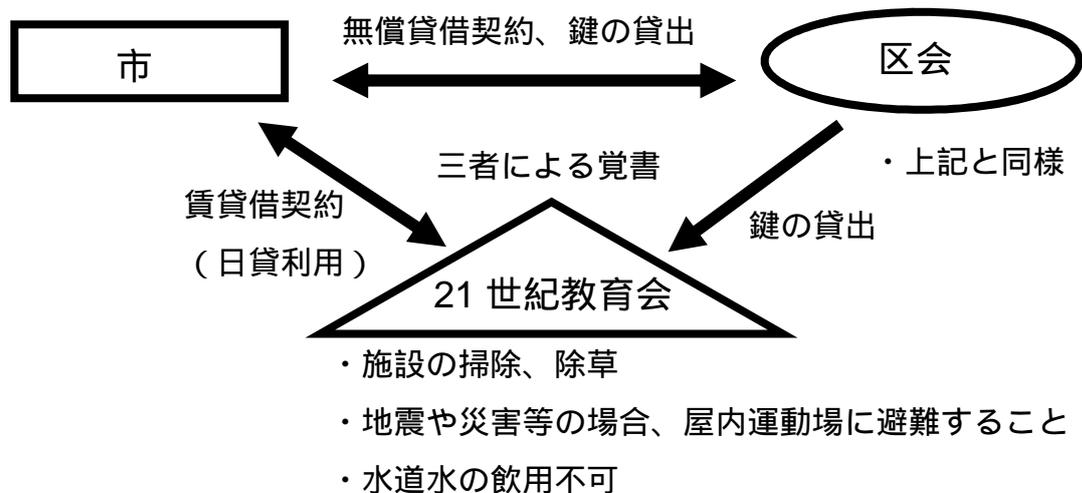
- (1) 利活用提案者が、未耐震建物であることを了承し、その旨を契約書等に記載
- (2) 利用者が特定できることとする。
- (3) 利用者へ未耐震建物であることの事前周知を行うこととする。
- (4) 地域貢献があること
- (5) 地域に受け入れられること

* 未耐震の山口小学校校舎貸出について

・これまでのスキーム（教育総務課）



・新たなスキーム



2 未耐震建物の利用状況

(1) 未耐震建物の市内利用

作岡小学校体育館（国体用備品倉庫）

* Is 値が 0.6 未満であっても、旧耐震では適合していたことから、直ちに使用禁止とはならない。

(2) 未耐震校舎の県内公立小中学校の利活用事例

（県内の状況：廃校（H14～H30）となった公立小中学校施設で、H31.4.1 現在、校舎が廃校 65 件の内利活用 8 件。体育館が 53 件の内 19 件）
主な利用事例を抜粋すると、次の通りである。その他の事例は、校舎を倉庫とし、体育館を社会体育施設として利用されている。

常陸大宮市 長田小学校（NPO 法人おさだの杜：障がい者就労支援事業所）

盛金小学校（盛金 wac：任意団体による農村体験提供）

山方小学校舟生分校（蝸牛文庫の会：任意団体による文庫館）

（貸出し要件は、耐震診断未実施の旧耐震建物であることを了承していること。）

潮来市 徳島小学校（地区集会所）

（貸出し要件は、特になし。）